



年会費徴収方法の変更について

会費負担の公平化の観点から、2026年7月1日以降に新規入会される組合員・組合役員(入会金1,000円で入会)は、**年齢に関わらず500円の年会費が必要**となります。また、**毎年の更新の対象**にも該当することになります。

会費納入方法 現行・変更後 比較表

区分	支払方法	現行（～2026年度）	変更後（2027年度～）
組合員・組合役員 （入会金1,000円）	1年払い	年会費1年分 65歳以上は0円・永久会員	65歳未満：従来通り 65歳以降：年会費500円・毎年更新
	一括払い	年会費（65－年齢）年分 65歳以上は0円・永久会員	65歳未満：従来通り 65歳以降：年会費500円・毎年更新
退職者・組織内議員 現役元組合員など （入会金6,000円）	1年払い	年会費1年分 65歳以上は0円・永久会員	変更なし
	一括払い	年会費（65－年齢）年分 65歳以上は0円・永久会員	変更なし